

令和6年度

道路維持管理計画書

国土交通省 関東地方整備局  
千葉国道事務所

# 目次

1. 管理方針	
(1) 道路維持管理の現状と課題 .....	2
(2) 道路維持管理の基本方針 .....	2
2. 管理計画	
(1) 目的 .....	3
(2) 管理路線 .....	3
(3) 管理概要図 .....	5
3. 日常管理	
(1) 巡回 .....	5
(2) 道路清掃 .....	6
(3) 除草 .....	7
(4) 剪定 .....	8
(5) 応急処理 .....	8
(6) 設備点検 .....	9
(7) 除雪 .....	9
4. 老朽化対策	
(1) 構造物点検 .....	10
5. ICT・AI等の新技術活用	
(1) 現在の取組 .....	11
(2) 今後の取り組み予定 .....	12
6. その他	
(1) 事前通行規制区間 .....	13
(2) 特殊通行規制区間 .....	14
(3) 冠水対策 .....	14
(4) 窓口業務 .....	14
(5) その他 .....	15

## 1. 管理方針

### (1) 道路維持管理の現状と課題

関東地方整備局は、関東地方の1都8県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）の一般国道及び高速自動車国道(新直轄区間)を管理しています。

関東地方は、全国のおよそ1割の面積に、4割近い人口と経済が集積し、首都中枢機能を担っています。その中で国道は、①経済・社会活動の基盤としての中核的な交通インフラとしての機能、②国際物流や都県を越える人流、物流を担うなど、広域的な交通を確保する機能、③災害時や降雪・豪雪等の異常気象時においても可能な限り交通を安定的に確保又は定時性を保持し、幹線道路交通の信頼性を確保する機能、④都市内の空間を形成し、防災上や環境上も重要な影響を与えるなど、空間を形成する機能などを有するなど、重要な役割を果たしています。

この重要な国道については、道路の機能を保つため日々パトロールなどの点検作業や、損傷に対する補修作業などを行っておりますが、橋梁、トンネルなどの道路構造物の老朽化が進み、損傷などの不具合が発生しており、今後、補修・更新に要する費用や日常の維持管理に要する経費が増大することが予想され、今後の道路維持管理の重要性が改めて認識されてきています。

このような状況において、今後も効率的な日常管理や補修等が求められており、時代の変化に対応した国民のニーズの把握を行い、今後さらなるコスト縮減を図り、効率的・効果的な道路維持管理を行っていく必要があります。

### (2) 道路維持管理の基本方針

#### 1) 道路維持管理の方向性

限られた道路維持管理予算、地域の実情や路線特性に応じて、安全・安心な道路環境の確保する事を基本とした維持管理を実施します。

#### 2) 計画的な維持管理

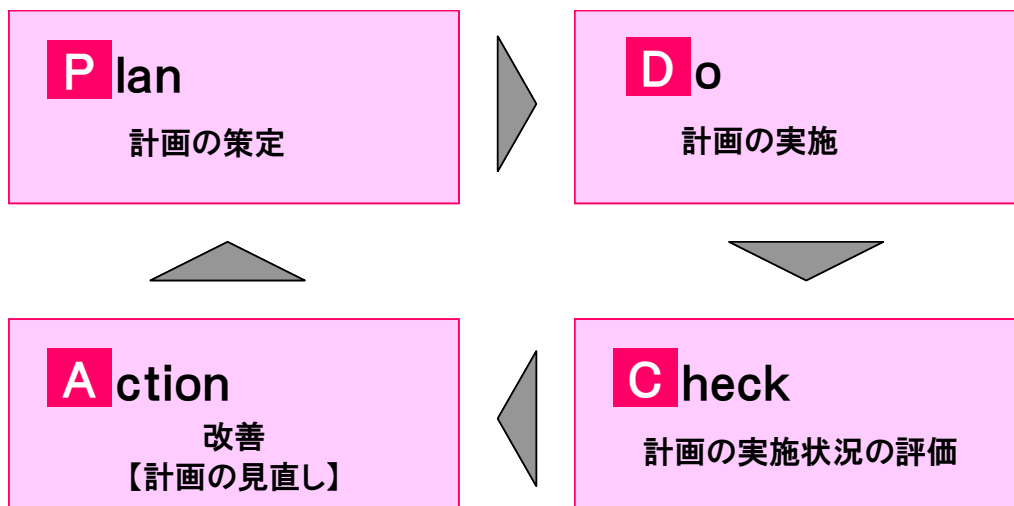
道路施設のライフサイクルコストの縮減等を図るために、将来に渡り安全で安心な道路サービスを提供するため、定期的に道路施設の状態を点検し、劣化や損傷等を早期に処置をすることにより、道路施設の長寿命化を図る等、計画的な維持管理を実施します。

#### 3) 執行管理のあり方

地域の実情や路線特性に応じた安全・安心な道路環境を確保するための道路維持管理に関する実施方針として策定した「維持管理計画」に基づき、維持管理を実施します。

実施した内容について、把握・分析・評価を行い、計画の改善を行う事により、次年度の計画に反映させるマネジメントサイクルに取り組みます。

- Plan（計画） …「道路維持管理計画」を策定します。  
 Do（実施） …「道路維持管理計画」に沿って適切な管理を実施します。  
 Check（評価） …維持管理の実施状況の把握・分析・評価を行います。  
 Action（改善） …執行管理（分析・評価）を基に、計画を改善します。



※PDCAサイクル:「計画策定(Plan)、施策・事業の実施(Do)、点検・評価(Check)、施策の見直し(Action)」

## 2. 管理計画

### (1) 目的

交通・沿道状況や気象条件など路線毎の異なる特性を捉え、維持管理コストの縮減を図り、一般交通に支障をきたさないよう道路を常時良好な状態に保ち、道路利用者などに対して安全で円滑な交通を確保し、適切な管理水準による効率的な維持管理を行います。

本維持管理計画に基づき、適切かつ効率的に道路管理を実施し、各種管理データや道路利用者等の意見・要望から課題等を把握します。その課題に対する検証を行い、計画の改善を図りつつ、適切に道路管理を行ってまいります。

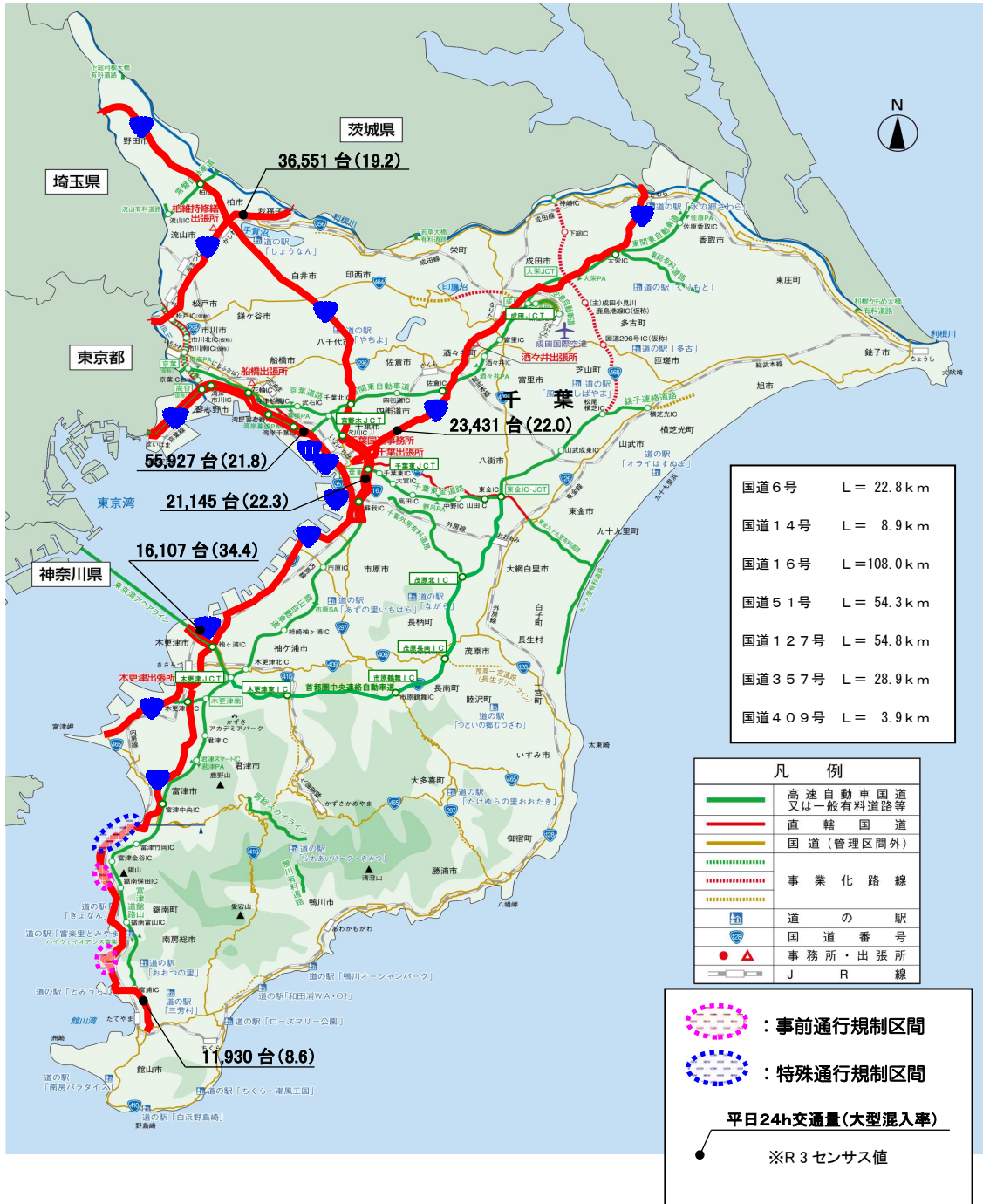
### (2) 管理路線

#### 1) 管理路線

当事務所では、千葉県内の国道6, 14, 16, 51, 127, 357, 409号を、千葉出張所、酒々井出張所、木更津出張所、柏維持修繕出張所、船橋出張所の5つの出張所で道路の維持管理を行っております。各出張所の管理区間等は、下表のとおりです。

担当 出張所	路線名	延長 (km)		管理区間	車線数 (交通量：百台/日)
千葉 出張所	16号	35.348	51.984	起点 千葉市若葉区殿台町 終点 袖ヶ浦市神納（木更津市境）	4車線 (236～523)
	51号	7.500		起点 千葉市中央区中央1丁目 終点 同市若葉区若松町（四街道市境）	2～4車線 (111～297)
	51号 (北千葉BP)	1.729		起点 千葉市若葉区貝塚町 終点 同市同区桜木町	4車線 (240)
	357号	7.407		起点 千葉市中央区村田町 終点 千葉市中央区登戸1丁目	4車線 (439～515)
酒々井 出張所	51号	45.060	45.060	起点 四街道市上野（千葉市境） 終点 茨城県稲敷市西代	2～4車線 (191～327)
木更津 出張所	16号	18.390	77.075	起点 袖ヶ浦市牛袋（袖ヶ浦市境） 終点 富津市富津	2～4車線 (96～363)
	127号	54.785		起点 館山市北条 終点 木更津市桜町2丁目	2～4車線 (64～365)
	409号	3.900		起点 木更津市中島 終点 袖ヶ浦市坂戸市場	2～4車線 (161)
柏維持修 繕出張所	6号	22.801	56.453	起点 東京都葛飾区金町3丁目 終点 我孫子市青山字中新畑	4車線 (366～518)
	16号	33.652		起点 埼玉県春日部市西金野井 終点 白井市復（船橋市境）	4車線 (345～485)
船橋 出張所	14号	8.859	50.984	起点 千葉市花見川区幕張本郷1丁目 終点 同市中央区登戸1丁目	4車線 (318～653)
	16号	20.580		起点 船橋市小室町（白井市境） 終点 千葉市若葉区殿台町	4車線 (359～500)
	357号	21.545		起点 千葉市美浜区真砂5丁目 終点 東京都江戸川区堀江町	4車線 (199～994)

(3) 管理概要図



3. 日常管理

(1) 巡回

1) 目的

路面や路肩、法面の状況、交通安全施設等の道路附属物やトンネル等の道路構造物の状況を点検するとともに、道路工事・占用工事の工事状況や交通の状況の把握、不法占用、不正使用の把握を目的に行うものです。

2) 実施方針及び頻度

- ・通常巡回は車道、歩道路面などの異状箇所確認のため、原則として平均交通量が5万台/日以上は1日に1回、それ以外は2日に1回道路巡回によ

り実施します。巡回は主に道路パトロールカー等により目視で確認、または、目視と同等の確認が行うことができる情報が得られると判断した支援技術により確認します。なお、支援技術を用いる際には、その機器等の特性や結果の利用方法を踏まえて適切に選定します。

- ・定期巡回は、橋梁などの道路施設の異状箇所の確認のため、1回／年実施します。
- ・異常時巡回は、台風などの異常気象及び地震発生時等に、道路施設の被災状況、通行可能等の確認のため適宜巡回を実施します。



〈道路巡回〉



〈損傷確認〉



〈路面段差確認〉

## (2) 道路清掃

### 1) 目的

通行車両の安全な通行を確保するため、通行に支障となる土砂や落葉の堆積物等を除去するために清掃を行うものです。

### 2) 実施方針及び頻度

- ・路面清掃は、路肩付近の土砂や落葉等を除去することにより、交通事故防止・沿道環境の保全等を図ることを目的に車道路肩部の清掃を実施します。  
(路面清掃車による機械清掃)

#### ◆ 6回／年

国道6号	葛飾区金町～我孫子市青山	L = 22.8 km
国道14号	千葉市花見川区幕張本郷～中央区登戸	L = 8.8 km
国道16号	春日部市西金野井～袖ヶ浦市神納	L = 89.5 km
国道51号	千葉市中央区本町～四街道市吉岡	L = 9.2 km
国道357号	千葉市中央区村田町～千葉市中央区登戸	L = 7.4 km
	江戸川区堀江町～千葉市美浜区若葉	L = 21.5 km

#### ◆ 1回／年

国道16号	袖ヶ浦市神納～富津市富津	L = 18.4 km
国道51号	四街道市吉岡～茨城県稲敷市西代	L = 45.1 km
国道127号	館山市北条～木更津市桜井	L = 54.8 km
国道409号	袖ヶ浦市神納～木更津市中島	L = 3.9 km



〈路面清掃（機械）〉

- ・歩道清掃（人力清掃）は、落ち葉等が溜まりやすい箇所を中心に歩道清掃を実施します。実施時期は、歩道路面の状況を踏まえ効率的に実施します。
- ・排水構造物清掃は、土砂の堆積等による通水阻害の防止を目的に、通水阻害箇所を抽出した上で、年に1回の清掃を実施します。

### (3) 除草

#### 1) 目的

法面や中央分離帯等の雑草繁茂による建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、通行車両からの視認性を確保するため、以下の繁茂状況を目安として、除草すべき箇所を抽出した上で、実施します。

- ・建築限界内の通行の安全確保ができない場合
- ・運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保出来ない場合

#### 2) 実施方針及び頻度

実施時期については、気象条件や道路巡回により繁茂状況を確認した上で、適切な時期を設定して実施します。



〈除草（法面）〉



〈除草（植樹帯）〉



#### (4) 剪定

##### 1) 目的

植樹帯及び中央分離帯等の植栽繁茂による建築限界の阻害や視距の阻害を解消し交通の安全を確保するために、剪定を行うものです。

##### 2) 実施方針及び頻度

植樹帯及び中央分離帯などに植栽している高木や低木などについて、樹種等に応じて剪定時期を設定し、植栽管理を実施します。

主な樹種毎の剪定時期は以下のとおりです。

○高木剪定 原則として3年に1回実施

○中低木剪定 原則として3年に1回実施

○中低木寄植剪定 原則として1年に1回実施

なお、視距の阻害となる樹木や倒木の危険がある樹木については、伐採などによる安全性向上を検討します。



〈高木剪定〉



〈低木剪定〉

#### (5) 応急処理

##### 1) 目的

道路巡回や通報などにより発見、確認された交通の安全確保など道路管理上、緊急的に措置が必要なものについて、応急的に処理（補修）を行います。

##### 2) 実施方針

路面異常（ポットホール、段差など）処理（補修）、落下物回収及び交通事故などの路面油処理などを迅速かつ適切に行います。



〈路面補修〉



〈落下物処理〉

## (6) 設備点検

### 1) 目的及び実施方針

道路管理を行う上で重要な道路管理施設（道路情報板、道路排水設備（ポンプ）等）について、点検により健全度を把握するとともに、適切に作動するように管理します。



〈CCTV点検〉



〈排水設備点検〉

## (7) 除雪

### 1) 目的

冬期における道路交通を確保するため、積雪、気象状況、道路交通状況等を把握した上で、除雪・凍結防止作業などを行います。

### 2) 実施方針

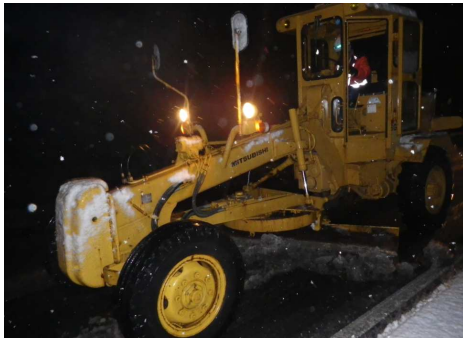
- ・凍結防止剤散布は、路面凍結の恐れがある場合に、以下の区間において凍結防止剤を散布します。
  - ◆縦断勾配が急な区間
  - ◆局部的に日陰となる区間
  - ◆橋梁区間
  - ◆トンネル等の出入り口
  - ◆信号交差点や横断歩道
  - ◆事故多発箇所
  - ◆上記以外に、気温・路面センサーが基準以下となった区間
- ・除雪（車道）は、降雪量が5～10cm程度を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施します。
- ・除雪（歩道）は、歩行者の通行に支障をきたす場合に、公共施設や駅周辺など通行の多い箇所を優先的に実施します。



〈除雪作業（タイヤショベル）〉



〈凍結防止剤散布（機械）〉



〈除雪作業（除雪グレーダー）〉



〈凍結防止剤散布（人力）〉

・大雪時の対応

雪時もしくは大雪が予想される場合には、「大雪時の道路交通確保対策中間とりまとめ（令和3年3月）を最大限尊重のうえ、「人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避する」ことを基本的な考え方として、関係機関とも連携し必要な措置に務めます。

4. 老朽化対策

(1) 構造物点検

構造物の状態及び健全度を把握し、補修の必要性を判断することを目的として下記のとおり点検を実施します。

- ・橋梁点検：近接目視点検（5年に1回）
- ・第三者被害予防措置：打音検査、非破壊検査（原則として2～3年に1回）
- ・橋梁補修  
橋梁定期点検結果により、優先度の高い橋梁から、補修を実施します。
- ・トンネル点検：近接目視点検（5年に1回）
- ・道路附属物点検：近接目視点検（10年に1回）  
外観目視点検（5年に1回）
- ・大型カルバート・ロックシェッド点検：近接目視点検（5年に1回）
- ・法面点検：近接目視点検（毎年実施）

千葉国道事務所の橋梁、トンネル等の点検結果「全国道路施設点検データベース～損傷マップ～」

<https://road-structures-map.mlit.go.jp/>

## 5. ICT・AI等の新技術活用

### (1) 現在の取り組み

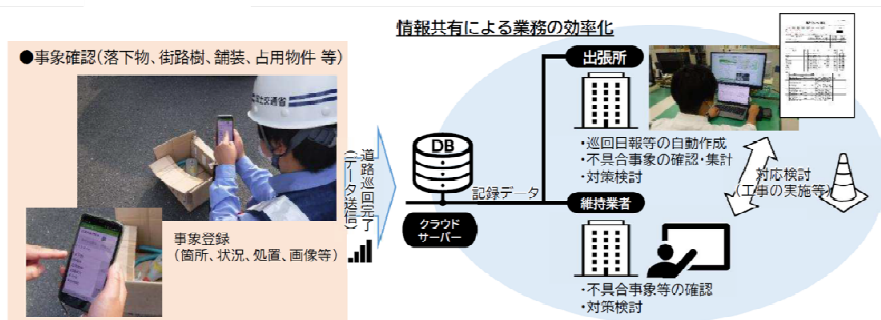
#### 1) 道路情報収集による維持管理の効率化・高度化

道路巡回時に車載カメラで映像を取得し、事務所や本局等と迅速に現地状況を共有する事で、維持管理の効率化・高度化に取り組んでまいります。



#### 2) 道路巡回の効率化・高度化

道路巡回時の点検情報をスマートフォンから道路巡回システムに登録し、巡回日誌等の自動作成や維持業者との情報共有の合理化を図る事で、道路巡回の効率化・高度化に取り組んでまいります。

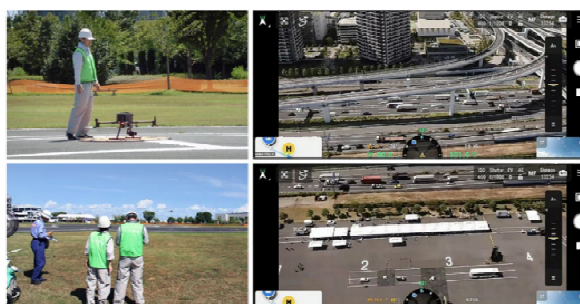


### (2) 今後の取り組み予定

関東地方整備局インフラDX推進本部等での検討結果も踏まえ、ICT・AI等の新技術の活用に向けた取り組みを進めていきます。

#### 1) ドローンによる被災状況調査

首都直下地震の発災後短時間で被災状況を把握するためにドローンの活用を検討します。



空撮用ドローンのカメラ映像の伝送訓練

## 6. その他

### (1) 事前通行規制区間

連続雨量200mm以上の降雨があった場合、国道127号千葉県南房総市富浦町南無谷地先～南房総市富浦町小浦地先間(10.1kp～12.8kp) L=2.7km及び千葉県鋸南町元名地先～富津市金谷地先間(22.6kp～24.1kp) L=1.5km間について、土砂崩れの危険性があることから通行止めの措置を講じます。

(※ 平成25年10月16日台風26号に伴う降雨により通行止めを実施)

### (2) 特殊通行規制区間

波浪等により冠水の可能性がある場合、国道127号千葉県富津市海良地先～富津市金谷地先(25.9kp～33.9kp) L=8.0km間について、通行止めの措置を講じます。

### (3) 冠水対策

近年の局地的に発生する異常な集中豪雨(いわゆるゲリラ豪雨)に対して、安全・円滑な交通を確保するため、アンダーパス部を対象に下記の対策を実施しています。

- ① 異常豪雨時の走行注意を促す注意喚起の標識類設置
- ② 冠水情報を提供する電光標示板の設置
- ③ 警報装置、監視装置(遠方監視カメラ)の設置・点検
- ④ パトロールの強化(時間雨量で30mm/h以上の場合、緊急パトロール実施)
- ⑤ 排水ポンプの設置

### (4) 窓口業務

国道事務所及び出張所は、管理区間の道路において道路関係法令に基づき提出される各種申請書の受付手続きを行うとともに、道路利用者にとって、安全かつ良好な状況(構造)を維持するために、審査及び実施状況の確認を行い、適正な道路管理を行います。

#### ・道路に関する工事の承認に関する事務(道路法第24条)

道路管理者以外の者が行う道路工事(自動車乗り入れのための歩道切り下げ工事、宅地造成等に伴う道路法面の切取り工事等)の承認業務。

#### ・道路の占用に関する事務(道路法第32条)

道路上に、道路管理者以外の者が電柱、広告看板その他これらに類する工作物、ガス管、上下水道管その他これらに類する施設を設置したりする場合に必要な許可業務。又は、露店、商品置き場、その他これらに類する不許可施設の適正化指導業務。

#### ・道路損傷に関する業務(道路法第22・58条)

附属物(ガードレール、標識、植栽等)、路面等の損傷や、道路を油脂類、汚濁物等により汚損された場合等の原因者による原状回復、費用負担命令等に関する業務。

- ・特殊車両に対する規制（道路法第47条）  
特殊車両の通行許可申請受付、審査、指導及び取締りに関する業務。

(5) その他

- ・道の相談室

道路に関する相談（通報・問い合わせ・意見等）をインターネットで受け付け、各道路管理者と連携し、解決に向けて対応を行います。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/road/michi/form/index.html>  
(24時間受付)

- ・道路緊急ダイヤル

人や車の安全な通行を妨げる「道路の穴ぼこ」「路肩の崩壊」「倒木」「落石」などの道路の異常を道路管理者に直接緊急通報することが出来る短縮ダイヤルです。

道路利用者が道路の異常を発見した場合には、携帯電話などから『#9910』（24時間受付）をダイヤルし、道路の種別番号を音声にしたがい入力することにより、各高速道路株式会社や各都県代表国道事務所に直接緊急通報することができます。

また、LINEアプリでも通報をすることができます。

通報を受けた内容は、各道路管理者や警察などの関係機関と連携し、迅速に対応を行います。



スマートフォンアプリケーション「LINE」に  
「国土交通省道路緊急ダイヤル(#9910)」の  
友だち追加をしてご利用ください。  
(友だち追加は二次元コード読み取りからも可能)

- ・交通規制情報

道路利用者に対して利便性の向上を図るため、関東甲信地域の高速道路、国道、一般道に関する規制情報（気象・災害・工事・事故・イベント等による）を提供しています。

URL	<a href="http://www.road.ktr.mlit.go.jp/">http://www.road.ktr.mlit.go.jp/</a>
X(関東地方整備局)	<a href="https://x.com/mlit_kanto_road">https://x.com/mlit_kanto_road</a>
X(千葉国道事務所)	<a href="https://x.com/mlit_chibakoku">https://x.com/mlit_chibakoku</a>

- ・ホームページ

千葉国道事務所	URL	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/chiba/">http://www.ktr.mlit.go.jp/chiba/</a>
関東地方整備局	URL	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/">http://www.ktr.mlit.go.jp/</a>

- ・問合せ先

千葉国道事務所 電話番号 043-287-0315 (管理第二課直通)